

# 目 次

## 第1部 特集～平成24年度の主な取組等～

1 「熊本県総合エネルギー計画」の策定について	・・・	1
2 「全国一、ごみ(1人当たりの量)が少ない県になりました。」	・・・	3
3 「公共関与最終処分場・クローズド型」に係る環境保全協定締結について	・・・	4
4 「荒尾干潟のラムサール条約登録」について	・・・	6
5 「微小粒子状物質(PM2.5)による大気汚染への対応」について	・・・	9
6 「水俣病問題の解決への取組み」について	・・・	12

## 第2部 環境の現状と対策

### 第1章 温室効果ガス排出の少ない低炭素社会の実現

第1節 地球温暖化対策の推進	・・・	14
----------------	-----	----

### 第2章 資源を適正に利用する循環型社会の実現

第1節 物質循環の推進	・・・	26
-------------	-----	----

### 第3章 熊本の特性を踏まえた自然共生社会の実現

第1節 森林、水辺等の自然環境の保全	・・・	31
第2節 生物多様性の保全に係る対策の推進	・・・	36

### 第4章 安全で快適な生活環境の実現

第1節 オゾン層の保護対策の推進	・・・	40
第2節 酸性雨対策の推進	・・・	41
第3節 大気質に係る対策の推進	・・・	42
第4節 水環境に係る対策の推進	・・・	48
第5節 ダイオキシン類等への対応	・・・	61
第6節 騒音、振動、悪臭、光害などの対策の推進	・・・	64
第7節 土壌汚染と地盤沈下の対策の推進	・・・	71
第8節 緑と水のある生活空間の保全・創造	・・・	73
第9節 良好な景観の保全・創造	・・・	74
第10節 文化財の保存と活用の推進	・・・	75

### 第5章 県民総ぐるみで学び参加する環境保全行動

第1節 環境情報の提供及び環境教育の推進	・・・	76
第2節 自主的な環境保全行動の推進	・・・	80

### 第6章 環境配慮に向けた制度とネットワークの展開

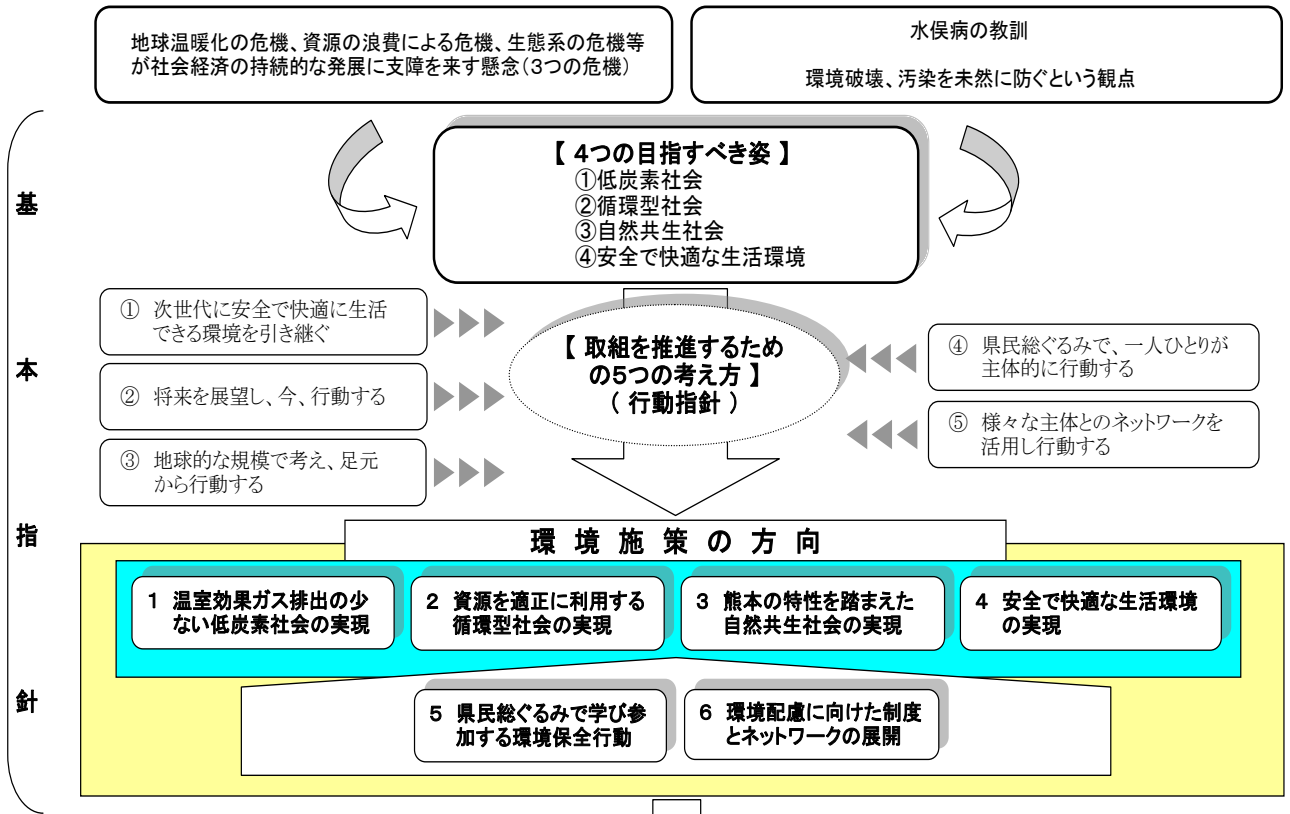
第1節 開発における環境配慮の推進	・・・	82
第2節 環境情報・研究のネットワーク化	・・・	84
第3節 国際協力の推進	・・・	85

### 第7章 水俣病対策事業

・・・	87
-----	----

(参考) 主要数値達成状況	・・・	91
---------------	-----	----

# 第三次熊本県環境基本指針・第四次熊本県環境基本計画の概要



基本指針が示す6つの環境施策の方向に沿って、基本計画に6つの柱（章）を立て具体的な環境施策を展開する。なお、重点的に取り組む必要がある課題を「特定課題」として、基本計画に位置づける。

具体的な施策内容					
<p><b>1 温室効果ガス排出の少ない低炭素社会の実現</b></p> <p>(1) 地球温暖化対策の推進                      ① 温室効果ガス排出削減対策の推進                      ○ 県全体における温室効果ガス排出の削減                      ○ 各部門における温室効果ガス排出の削減                      ○ 部門横断的な取組の推進                      ② 森林による二酸化炭素吸収源対策の推進                      ③ 基盤的な施策の推進                      ④ 県の事務・事業における温室効果ガス排出削減の推進                      ⑤ 市町村における温室効果ガス排出削減の推進</p> <p>地球温暖化対策推進計画</p>	<p><b>2 資源を適正に利用する循環型社会の実現</b></p> <p>(1) 物質循環の推進                      ① 廃棄物の3Rの推進                      ○ 循環型社会の形成に向けた基盤づくり                      ○ 3Rの推進                      □ 一般廃棄物                      □ 産業廃棄物                      ② 廃棄物の適正処理の推進                      □ 一般廃棄物                      □ 産業廃棄物                      ③ 安定的な廃棄物処理体制の構築                      ④ バイオマス利活用の推進</p> <p>廃棄物処理計画</p>	<p><b>3 熊本の特性を踏まえた自然共生社会の実現</b></p> <p>(1) 森林、水辺等の自然環境の保全                      ① 保全のための総合的な対策の推進                      ② 豊かな森林づくり                      ③ 二次的自然環境(里地里山や阿蘇の草原など)の保全・再生                      ④ 野生鳥獣の保護・管理の推進                      ⑤ 水辺環境の保全・再生                      (2) 生物多様性の保全に係る対策の推進                      ① 生物多様性の保全                      ② 生物多様性の恵みの持続的な利用                      ③ 生物多様性を支える基盤づくり</p> <p>生物多様性くまもと戦略</p>	<p><b>4 安全で快適な生活環境の実現</b></p> <p>(1) オゾン層の保護対策の推進                      (2) 酸性雨対策の推進                      (3) 大気質に係る対策の推進                      (4) 水環境に係る対策の推進                      (5) 新たな環境問題への対応                      (6) 騒音、振動、悪臭、光害などの対策の推進                      (7) 土壌汚染と地盤沈下の対策の推進                      (8) 緑と水のある生活空間の保全・創造                      (9) 良好な景観の保全・創造                      (10) 文化財の保存と活用の推進</p>	<p><b>5 県民総ぐるみで学び参加する環境保全行動</b></p> <p>(1) 環境情報の提供及び環境教育の推進                      ① 環境意識の醸成と指導者の育成・活用                      ② 家庭、地域社会、職場などにおける環境教育の推進                      ③ 学校などにおける環境教育の推進                      (2) 自主的な環境保全行動の推進                      ○ 県民、団体の環境保全行動の促進                      ○ 事業者の環境保全行動の促進                      ○ 行政における率先的な環境保全行動の推進                      ○ 協働による環境保全行動の推進</p>	<p><b>6 環境配慮に向けた制度とネットワークの展開</b></p> <p>(1) 開発における環境配慮の推進                      ○ 環境アセスメント制度の充実・強化                      ○ 県・市町村の公共事業等における環境配慮の推進                      ○ 民間の開発事業における環境配慮の取組の促進                      (2) 環境情報・研究のネットワーク化                      ○ 企業、団体、学校、県・市町村の連携強化                      ○ 九州各県、国等との連携強化                      (3) 国際協力の推進                      ○ 海外からの研修視察の受入等                      ○ 国境を越えた環境問題の解決に向けた取組の推進</p>

**環境立県くまもと**  
 県民、事業者及び行政があらゆる活動を展開するに当たって、環境への配慮を当たり前のこととして行う低炭素、循環及び共生を基調とする安全で快適な持続可能な社会の実現

# 「第三次熊本県環境基本指針・第四次熊本県環境基本計画」について

## 1 趣旨

熊本県では、熊本県環境基本条例に基づき、第三次熊本県環境基本指針（以下、「環境基本指針」という。）及び第四次熊本県環境基本計画（以下、「環境基本計画」という。）を平成23年3月に策定しました。

環境基本指針は、熊本県環境基本条例に定めた県の責務である快適な環境の創造を図るため、県が行う環境施策の方向を示しており、対象期間は、平成23年度から平成32年度までの10年間です。

また、環境基本計画は、基本指針が示す施策の方向に沿って、環境の各分野ごとに、現状、課題、施策及び目標を示しており、対象期間は、平成23年度から平成27年度までの5年間です。

## 2 概要

県民、事業者及び行政があらゆる活動を展開するに当たって、環境への配慮を当たり前のこととして行う低炭素、循環及び共生を基調とする安全で快適な持続可能な社会である「環境立県くまもと」を県民総ぐるみにより実現します。

### (1) 目指すべき姿

地球規模の課題である「地球温暖化の危機」、「資源の浪費による危機」、「生態系の危機」の3つの危機への対応、及び熊本県環境基本条例において目指している「快適な環境の創造」を、4つの目指すべき姿として環境基本指針に位置づけています。

- ①低炭素社会    ③自然共生社会
- ②循環型社会    ④安全で快適な生活環境

### (2) 環境施策の方向

目指すべき姿に対応した施策の方向とともに、それらの施策を一層推進するための「県民総ぐるみで学び参加する環境保全行動」及び「環境配慮に向けた制度とネットワークの展開」を施策の方向として、環境基本指針に掲げています。

- ①温室効果ガス排出の少ない低炭素社会の実現    ④安全で快適な生活環境の実現
- ②資源を適正に利用する循環型社会の実現    ⑤県民総ぐるみで学び参加する環境保全行動
- ③熊本の特性を踏まえた自然共生社会の実現    ⑥環境配慮に向けた制度とネットワークの展開

### (3) 特定課題

本県において、重点的な取組が必要な課題を、「特定課題」として環境基本計画に位置づけています。

- ①地球温暖化対策の推進    ④水とみどりの森づくり    ⑦有明海・八代海の再生
- ②3Rと廃棄物の適正処理の推進    ⑤生物多様性の保全の推進    ⑧環境教育の推進
- ③バイオマスの利活用の推進    ⑥熊本地域の地下水保全    ⑨環境産業の振興

### 3 計画の推進

環境基本計画に掲げた取組の推進に当たっては、県民のニーズを把握し、広く意見を聴きながら、点検と評価を毎年度行い、改善を図っていきます。

具体的には、平成13年8月から導入している熊本県環境管理システムを活用し、PDCAサイクルにより、数値目標（130項目）を設定し、毎年度、実施計画を作成して取り組みます。そして、点検と評価を行い、目標未達成の場合は、対応策について、熊本県環境政策推進本部で審議を行い、知事による見直しを行います。

併せて、点検と評価結果については、毎年度、熊本県環境審議会に報告するとともに、環境白書、県庁ホームページなどに掲載・公表し、幅広く意見聴取を行います。

#### 環境基本計画の推進の点検と評価図

